部活動の地域移行に向けた中学校学習指導要領の改訂について具体的な検討を 求める意見書

2022年6月にスポーツ庁が開催した運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言を受け、全国の多くの自治体において、部活動の地域移行に係る検討が始まった。同年12月には、スポーツ庁及び文化庁により、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定され、自治体では地域の実情に応じて、課題を抱えながらも対応に追われているところである。

文部科学省は、検討会議の提言を受け、学習指導要領における部活動の規定について、適切なタイミングで必要な見直しに取り組んでいくと表明しており、次期学習指導要領の見直しに向けて慎重に検討を進めていくものと思われる。

検討会議の提言では、次期学習指導要領改訂のサイクルに合わせて、総則における部活動に係る規定を抜本的に見直すことも検討する必要があるとされている。同提言では次期学習指導要領の改訂に際し、部活動の意義や留意事項の削除、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間、中学校に設置・運営される部活動の規定であることの明確化、教育課程の編成及び実施に当たり、地域におけるスポーツ団体等と連携・協働を深める旨を規定することなどが具体的に提案されている。

よって、国におかれては、部活動が果たしてきた役割の大きさを鑑み、検討会議の提案を踏まえ、学習指導要領改訂について具体的な検討を早急に進めるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日

## 国の全額負担による学校給食費の無償化制度の実施を求める意見書

学校給食法は、第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達 に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力 を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、子どもたちの健やかな成長にな くてはならないものであるとしている。

国は、昨年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、学校給食費の 無償化の実現に向けて、各自治体における取組実態や成果・課題の調査等を行った 上で、具体的方策を検討するとした。本年6月に公表された当該調査結果では、全 国1,794の自治体のうち、昨年9月時点で何らかの形で無償化や一部補助を実施し ている自治体は722あり、そのうち547の自治体が小中学生全員を対象とするなど、 無償化の取組が広がっていることが明らかになった。

しかし、無償化を実施している自治体の多くは財源の確保に苦慮していることに加え、一部補助の実施すら困難な自治体が多数あることを踏まえると、学校給食費の無償化が自治体の財政事情に左右され、実施できないまたは継続性を担保できないなど、自治体間で格差が生じ、学校給食制度本来の理念や目的から遠ざかることになりかねない。

よって、国におかれては、学校給食費の無償化を全て国の責任と負担において実現すべきものと位置づけ、法令の整備など制度の構築を早急に行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日

## ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

従来、若年層の問題とされてきたひきこもりは、平成30年の国の調査によると、40歳から64歳までの中高年層にも及ぶことが明らかとなっている。ひきこもりの長期・高年齢化は、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している「8050問題」に象徴されるように、深刻な社会問題となっている。

ひきこもり支援に関する法整備について、平成22年に施行された子ども・若者育成支援推進法では、対象がおおむね18歳からおおむね30歳未満までの若者世代に限られている。また、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法では、対象が現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に限られている。

ひきこもりの背景として、本人や家族の病気、介護、離職、経済的困窮、人間関係など様々な要因が複雑に絡み合っていることに加え、本人が希望する社会との関わり方も様々である。そのため、一人一人に寄り添った多種多様な支援が求められるが、その一方で、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないという現状も多々生じている。

よって、国におかれては、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題と捉え、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法の策定など、ひきこもり支援に関する法整備を早急に図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日

## 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

再審は、誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であ り、冤罪被害者が速やかに救済されなければならないことは論をまたない。

再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかである。 一方、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

平成28年に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行うことが定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められる。

さらに、再審開始決定がなされても、再審開始決定に対する検察官の不服申立て が認められていることにより、再審決定が長期化するなど、制度として再審が保障 される仕組みになっていない。

よって、国におかれては、刑事訴訟法の再審規定の在り方について、実情を踏ま え議論を加速し、必要に応じて速やかに規定を改正するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日

## 民生委員・児童委員制度の改善を求める意見書

民生委員・児童委員は、制度創設から100年を超え、地域の福祉増進のために常に 重要な役割を果たしてきた。

昨今、高齢化の進行や世帯構造の変化に加え、住民が直面する生活課題、福祉課題も多様化、深刻化しており、その相談支援に当たる民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きくなっている。

民生委員・児童委員は、非常勤特別職の地方公務員であり、地方公共団体から交通費や通信費などの活動費が支給されているが、民生委員法第10条において給与は支給しないと定められている。令和2年度には、任命される個人の経済的・精神的負担を踏まえ、国は地方交付税基準財政需要額の算定単価を増額したところである。

しかしながら、民生委員・児童委員の活動量は増加の一途をたどっており、負担 感が高まっていることから、多くの地域で委員の選任・確保が困難となっている。

よって、国におかれては、民生委員・児童委員制度のさらなる改善のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 活動費に係る財政措置の強化と負担軽減に資する取組の充実を図ること。
- 2 特別職の地方公務員としての待遇の見直しを含め、担い手確保に向けた対策を 検討し、必要な措置を講ずること。
- 3 求められる業務内容が増大、多様化している現状を踏まえ、民生委員・児童委員の兼任の是非も含め、制度の見直しについて検討すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日

社会における高齢化が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件と、事故全体の15.4%を占めており、2019年の18.1%から減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上及び80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2019年では75歳以上が583万人、80歳以上が229万人であり、2009年の75歳以上324万人、80歳以上119万人と比較し、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢運転者が増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等から相談が寄せられていたこともあり、運転免許証の自主返納の取組が進められる中、免許証返納後の移動手段の確保が大きな課題となっている。

政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許証 返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討して いるが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、国におかれては、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許証返納を推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備など、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 高齢者の免許証返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、地方 公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支 援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月17日